

○財務省告示第二百三十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年八月八日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年九月十一日

一 名称及び記号 利付国庫債券（物価連動・十年）
財務大臣 麻生 太郎

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であって、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別参
加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」
という。）

五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り

規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{償付金額の総額} \times 1.00292 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{151}{365}$$

平成三十年九月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お い て、次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 支 払 う。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 八 償 還 金 額 限

平 成 四 十 年 三 月 十 日

第 十 四 号 の 規 定 に よ り 算 出 さ れ た 償 還 期 限 に お け る 想 定 元 金 額 た だ し、当 該 想 定 元 金 額 が 額 面 金 額 を 下 回 る 場 合 に は、額 面 金 額 と す る。

日 本 銀 行

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

二 十 元 利 金 支
二 十 一 入 札 参 加
二 十 二 払 込 期 日

平 成 三 十 年 八 月 八 日